

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会  
賛助会員規程

第1条 定款第19条による賛助会員は本規程の定めるところによる。

第2条 個人または法人等で特に本会の趣旨目的に賛同し、本会所定の手続きにより理事会の承認を得て入会するものとする。

第3条 賛助会員は、年額個人1口5,000円、法人等1口10,000円を賛助会費として拠出するものとする。

第4条 賛助会員は次に掲げる特典を有する。

- 一 毎事業年度の本会の事業及び収支決算の報告を受ける。
- 二 本会の業務の運営に関し、意見を述べることができる。
- 三 本会の発行する福祉広報の無料配布を受ける。
- 四 本会の大会その他の行事に参加することができる。
- 五 賛助会員名を本会機関紙に登載され、かつ芳名録に永年保存される。

附 則

1. この規程は、平成2年10月18日より施行する。
2. この規程は、平成8年3月19日一部改正